議案第１５６号

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４６年上越市条例第７６号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部部会長の項中「部会長」を「農地部会長」に改め、同部部会長職務代理の項中「部会長職務代理」を「農地部会長職務代理」に改め、同項の次に次のように加える。

農政部会長	〃　３８，０００円
農政部会長職務代理	〃　３６，０００円

別表農地利用最適化推進委員の項中「３０，０００円」を「３２，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月２９日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱される農地利用最適化推進委員に適用し、同日前に委嘱された農地利用最適化推進委員については、なお従前の例による。